

**令和7年度第2回**

**大分県自立支援協議会  
全体会**

**日時：令和8年2月12日（木）10:00～12:00**

**場所：大分県介護研修センター 小ホール**

大分県自立支援協議会  
専門部会・ワーキング等の取組について

# 相談支援・研修部会

開催日時	令和8年1月26日(月) 13:30~15:30
開催場所	大分県庁舎 新館 136会議室
参加委員数	8名中8名
主な議題等	<p>(1) 相談支援従事者人材育成ビジョンの改訂について</p> <p>(2) 状況報告について</p> <p>(3) 主任相談支援専門員の推薦数と選定方法</p> <p>(4) 国研修の推薦について</p>
協議内容 (課題・問題点・継続協議等)	<p>(1) 相談支援従事者人材育成ビジョンの改訂について</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改訂案の内容、2月開催の大分県自立支援協議会(本会)の承認をもって改訂する旨を報告</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビジョン内「5. 大分県の現状」に障害福祉計画に基づく医ケア児や基幹・拠点のPDCA、にも包括、児発センター機能の取組みについて各市町村の動きを記載し、見える化を進めることを、次回の改訂の時には検討して頂きたい。</li> <li>➡(事務局対応・回答) 次回改訂を進める際には委員の意見を聞き取り、実施したいと考える。</li> </ul> <p>(2) 状況報告について</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置状況および次年度の目標とスケジュールを報告</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> <p>(3) 主任相談支援専門員の推薦数と選定方法</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主任相談支援専門員の推薦枠は最大18名を確保しつつ、市町村の意見および推薦数に基づき人数は調整したい旨を報告。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度まで基幹相談支援センターの努力義務があることから、基幹設置・運営に必要な主任数を確保すべきである。そのためには、現状を把握し分析を行う必要がある。</li> <li>市町村が主任をどの様に活用したいのか、市町村も主任の活用について理解する必要がある。</li> <li>基幹だけでは無く、特定にもバランスよく設置は必要。特定のモチベーションをあげ、基幹・特定が連携し協議会を盛り上げる必要がある。</li> <li>➡(事務局対応・回答) 基幹の主任の設置状況や市町村の活用、必要数を調査し、5月の第1回相談支援部会で報告したいと考える。継続検討とさせて頂きたい。</li> </ul> <p>(4) 国研修の推薦について</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定研修の講師等養成研修に対し市町村推薦を追加したい旨を報告</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推進協や福祉士会だけだと独占になるため市町村推薦も可能とした方が良い。</li> <li>サビ児管研修のファシリは充実してきたが、市町村で核となる人材発掘は進めていきたいと、市町村推薦はあった方がよい。</li> <li>➡(事務局対応・回答) 市町村への推薦要請は行い、推薦者は法定研修の講師・ファシリテーター経験者より推薦いただく。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援体制の強化に向けた取組(基幹相談支援センター設置促進及び機能強化)</li> <li>○主任相談支援専門員、の効果的な活用に向けた推薦及び選定方法の整理</li> </ul>

# 地域移行専門部会

開催日時	令和8年2月3日(火) 18:30~20:00
開催場所	大分県庁別館 B11会議室
参加委員数	全9名中8名参加
主な議題等	<p>(1) 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の役割について</p> <p>(2) 大分県における地域移行に関する令和7年度の取組について</p> <p>① 地域生活支援拠点等及び基幹相談支援センターの状況について</p> <p>② 精神障がい者地域移行ワーキングの取組について</p> <p>③ その他(強度行動障がいの取組について)</p> <p>(3) 障害児入所施設に入所する障がい児等の移行状況及び障がい者グループホーム(共同生活援助)入居状況調査について</p> <p>(4) 大分県における重層的支援体制整備の取組状況について</p> <p>(5) 「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について</p>
協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	<p><b>【意見】</b> (地域生活支援拠点等、にも包括、基幹相談支援センターに関するもの)</p> <p>○相談支援事業所の質の向上に向けて、基幹相談支援センターに取り組んでほしい。</p> <p>○拠点や基幹の取組について、医療機関に対する周知が足りていない。地域移行の取組を連携して進めていくためにも、医療機関の職員にももっと知っていただく必要がある。</p> <p>○障がいのある方の安心の確保ができる地域づくりということで、親なきあとと拠点の取り組みをしっかりと関連付けてほしい。</p> <p>○にも包括については、メンタルヘルスに関する課題をキャッチしていくとともに、メンタルヘルスを身近に感じていただく啓発活動も重要。</p> <p><b>(強度高度障がいに関するもの)</b></p> <p>○強度行動障がいにおいて在宅医療は困難。家族が休憩するため病院に入れてくれないかという話もあるのが現実である。制度の立て付け上医療は入っていないが、医療分野を議論に組み込んでいく必要があるのでは。</p> <p>○医療分野にはまだまだ頼らないといけない状況、拠点取組で一次対応できたとしても、二次対応という問題。少なくとも圏域レベルで体制整備を。</p> <p>○強度行動障がいの受け入れ先がないというのは各市町村共通の課題。強度行動障がいに対応していると発信しているところでも受け入れを断る実態がある。原因的なところ、環境因子だけではない構造的な原因等も含めた研修会を人材育成として実施してほしい。</p> <p>⇒国研修を受講した方については県研修の講師をお願いしている。今後、地域ごとに中核となる事業所の職員に受講してもらうなど、広域的支援人材の取組を広げるとともに、自事業所以外についてもご支援をいただき、県内事業所における強度高度障がいの支援力向上を図っていきたい。</p> <p><b>(地域移行・地域定着全体に関するもの)</b></p> <p>○地域移行というが、状態が悪くなった時にどうするかという議論が不十分。</p> <p>○地域移行については、数値目標に目線が行き過ぎていないか。地域移行を進めるのであれば、退院後または退所後のフォローもしっかりと取り組んでいくべきである。</p> <p>○移行して終わりではない。退院後3か月弱で状態が悪くなり再入院という事例もある。また、支援がなければ、引きこもりや地域からの断絶など、どうにもこうにもならなくなってしまうことがあるということを考えておく必要がある。</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>○市町村における地域生活支援拠点等の各機能ごとの検証・検討</p> <p>○地域移行・地域定着の取組の促進</p> <p>○強度行動障がいに対応できる体制支援</p>

# 精神障がい者 地域移行ワーキング

開催日時	令和7年12月15日(月) 15:00~17:00
開催場所	大分県庁舎 本館 正庁ホール
参加委員数	14名中11名
主な議題等	<p>(1) 令和7年度第1回自立支援協議会・地域移行専門部会の概要報告</p> <p>(2) 令和7年度第1回精神障がい者地域移行ワーキングの振り返り</p> <p>(3) にも包括構築推進に向けて～各地域における取組の現状と課題～</p> <p>(4) 精神障がい者地域移行ワーキングの名称変更について</p>
協議内容 (課題・問題点・継続協議等)	<p><b>(1) 及び (2) について</b> 【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回目の自立支援協議会、地域移行専門部会の概要を説明。</li> <li>第1回目のワーキングの内容を説明。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見なし</li> </ul> <p><b>(3) にも包括構築推進に向けて～各地域における取組の現状と課題～</b> 【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の2つの取組(医療と福祉の相互理解に向けた研修、にも包括県密着ADの市町村派遣)を説明。</li> <li>県密着ADの石川氏よりADは県の進捗やAD派遣時の説明事項、市町村からあがった質問について説明いただいた。</li> <li>各委員よりそれぞれの地域での取組の現状と課題を説明していただいた。</li> </ul> <p>【意見】</p> <p>○「にも包括」の周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村のコア会議では、にも包括の取組の認知がされているのか?という意見が出て、まずは周知が必要だと認識している。</li> <li>病院の相談員は、にも包括という言葉聞いたことはあるというが浸透していない。</li> </ul> <p>⇒別府市障害者自立支援協議会では、一般向けに「にも包括普及啓発パンフレット」を作成している。他市町村でも取組の横展開ができると良い。</p> <p>○取組状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>にも包括の目標達成に向けたステップ4段階の第1段階に、「誰が見ても協議の場と言える」という説明があったが、一般事業所としてはコア会議やどの組織で何をしているかが見えてこない。点が線になるともう少しまくいくのに、それぞれがそれぞれで頑張っている状況。</li> <li>取組状況を整理していく中で、にも包括の取組として意識していなかったことも、にも包括の取組の一環なのだとということに気づく事が出来た。</li> </ul> <p>⇒既にある取組を整理して可視化し、取組を共通認識できると良い。 持続可能な協議の場にするため、官民共同で取り組むことも大事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関における退院支援について、病院によって熱量に差がある気がする。</li> </ul> <p>⇒「医療と福祉の相互理解に向けた研修」や、各市町村・圏域協議の場に医療関係者にも参画してもらうなど医療機関を巻き込む取組が必要。</p> <p><b>(4) 精神障がい者地域移行ワーキングの名称変更について</b> 【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者地域移行ワーキングの名称について、「にも包括構築推進ワーキング」への改名を提案。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者より改名について異議なし。以後、「にも包括構築推進ワーキング」とする。取組内容、位置づけについては変更なし。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る各市町村協議の場の設置推進と活性化及び県・圏域・市町村毎の協議の場の連動</li> <li>○医療と地域のさらなる連携の促進</li> </ul>

# こども部会

開催日時	令和8年1月29日(木) 18:30~19:30
開催場所	オンライン開催
参加委員数	9名中8名
主な議題等	医療的ケア児と発達障がい児の支援 ～令和7年度の取組状況と令和8年度の取組予定について～
協議内容 (課題・問題 点・継続協議 等)	<p>【説明】</p> <p>①発達障がい児支援についての概要を説明 ②医療的ケア児支援についての概要を説明</p> <p>【意見】</p> <p>①発達障がい児支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児指導の記録は私立保育園での活用率が40%とあまり高くないが、保育士会で考えられる原因があるか。</li> <li>・保育の要録と5歳児指導の記録が2本立てになっており、1つに統一していないことから現場に普及しきっていないのではないか。</li> <li>・県として、通園児の記録は5歳児指導の記録に1本化できるのであれば、普及は進むと思う。</li> <li>・5歳児指導の記録については、児童発達支援センターを中心に読み取りをしっかりと進めるよう凶ることも必要。大分市と保育所等訪問支援事業に向けに指導記録の普及を行ったが、保育所保育指針を知らない事業所も多い。</li> </ul> <p>→(事務局対応・回答)5歳児指導の記録の保育園での普及に関してはいただいた意見をこども未来課に情報共有する。障がい児通所支援事業所への普及による保育所保育指針の理解促進についても、地域支援体制整備事業で児童発達支援センターを中心に進めていきたい。</p> <p>②医療的ケア児支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育課が実施する「通学時の医療的ケアの実施及び通学支援」について、通学中に医療的ケアが必要な方が対象とのことだが、具体的にどのような状態を想定しているのか。</li> </ul> <p>→(事務局対応・回答)呼吸器管理など、移動中にケアが想定される方が対象となる。保護者にアンケートをとり、移動中に医療的ケアが必要な児童生徒を把握したところ。ニーズはたくさんあるが、予算の都合を考慮しながら利用条件等を絞ったところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊学習における医療的ケアの実施に当たり、訪問看護事業所のマンパワー的問題から対応が難しい現状がある。今後事業を続けていくに当たり、学校看護師を活用する等何か検討しているか。</li> </ul> <p>→(事務局対応・回答)おっしゃるとおり訪問看護での対応はマンパワー的に限界がある状況。今後も有用な事業になるように引き続き対応を考えていきたいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間施設整備に向けた協議の場の設置について、レスパイト入院の受入が可能な医療機関の拡充を目指しているとのことだが、一方で障害福祉課では短期入所の受入拡充を増やす取組を実施している。福祉サービスの短期入所と医療のレスパイト入院を比べると、自己負担が発生しないレスパイト入院の方を保護者としては希望するもの。短期入所を今後うまく機能させていくため、障害福祉課と医療政策課の連携を凶っていただきたい。</li> </ul> <p>→(事務局対応・回答)中間施設整備に向けた協議の場には障害福祉課も参加し、積極的に携わっていく。ご意見いただいた件についても今後協議の場で検討していきたい。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児の受け入れ体制の整備</li> <li>○地域の児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備</li> </ul>

# 多様な働き方検討会

## 令和7年度第1回多様な働き方検討会における主な意見について

### 【一般就労支援について】

- 就労希望者の母数など、データを見る際の全体数の把握が必要。
- 一般就労を開始する際に、なかぼつに登録するなどのつながりを作る仕組みを構築することで、フォローアップ体制の充実、職場定着につながるのでは。
- 雇用合同会議が年間1回となっているが、課題整理が目的なのか施策推進が目的なのか、テーマが見えてこないところがある。可能であれば年2回は開催して欲しい。

### 【就労選択支援について】

- 障がい者自身の選択肢を増やしていくために、体験の機会を色々と与えた上で選んでもらえるような仕組みづくりが必要。
- 就労選択支援制度の意義について、事業所の理解促進を図るための勉強会を開催してほしい。併せて、支援学校に通われている生徒の保護者に対しても説明が必要では。
- 就労選択支援の取組状況について、市町村や県がモニタリングやアセスメントできるような場を設けることが必要。
- 職場体験を活用して、実際に働いている障がい者の方の仕事ぶりに触れる機会の創出や、就労選択支援員が同行し仕事内容について理解を深めることが重要。中小企業家同友会も協力していく。

### 【就労継続支援について】

- 優先調達について、県でも、市町村の調達方針の分析をしつつ、必要な声掛け、アドバイスをしていただきたい。
- 市町村自立支援協議会と協議を進めて、総量規制など適正量を図る動きを推し進めていただきたい。

## 令和7年度第2回多様な働き方検討会における主な意見について

### 【一般就労支援について（第1回の振り返り含む）】

- 大分県における福祉的就労からの一般就労の割合を調査し、全国平均に持っていく取組が必要では。
- 障がい者の求職登録状況の経年変化や、求職障がい者と就業中の障がい者の障がい種別ごとの割合など、数字データの更なる分析が必要では。
- 関係機関の十分な連携はもちろん、就労事業所の取組差で当事者が不利益を被ることがないように、事業所の質の確保を図っていく必要がある。

### 【福祉的就労（A型事業所経営状況、B型事業所総量規制について）】

- B型事業所数はかなり多くなっており、利用者の獲得競争、困り込みが問題であるように感じる。利用者の獲得競争を激化させないような施策が必要では。
- ⇒総量規制については、関係する市町村及び団体の声を踏まえ、精査してきた。市町村計画に基づくものでもあり、まずは市町村にしっかりと計画量を見込んでいただき、そのうえで適正な福祉的就労のあり方を検討していきたい。

### 【就労選択支援について】

- 従来の就労アセスと同じ認識の方々がまだまだ多いように感じる。権利擁護の視点、すそ野を広げる意識を浸透させるために、市町村就労支援部会などを活用したサービス事業所への学習会の実施を。
- 就労選択支援実施期間については、国は原則1か月としているが市町村によって設定日数が異なる。今後、各市町村において制度の意義を踏まえ、しっかりと議論をお願いしたい。
- 市町村差もあり、就労選択支援を当事者や保護者、学校関係者に周知する機会が必要。
- ⇒特別支援学校など教育部門とは連携をしていかなければならない。校長会や自立支援協議会などを活用して、しっかりと制度の意義等を周知していく場を検討していきたい。

- 令和7年度は、「障がい者の就労に関する課題の洗い出し」をテーマに計2回の会議を実施。
- これまでも就労に関する議論は自立支援協議会でも議論がされてきたところだが、本検討会で初めて聞く内容もある中、数値化したデータの共有などにより、新たな課題を見つけていくという協議の場として一定の成果が出ているのでは。
- 就労選択支援はまだ始まったばかりでもあり、関係機関も大きな関心を持っている。
- 今年度何か課題が解決したわけではなく、課題の洗い出しというところでは、まだまだ課題は山積している状況。
- 今後の見通しを立てていく必要はあるが、来年度については継続を前提として議論を進めたい。

# 大分県障がい者計画（第2期）の 令和6年度進捗状況について

# 大分県障がい者計画（第2期）の概要について

## 第1 計画策定の趣旨等

- 趣 旨**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 策定根拠**：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22、障害者文化芸術推進法第8条、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
- 計画期間**：令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）
- 位置づけ**：国の障害者基本計画（第5次）を基本として策定する県長期総合計画の部門計画
  - 大分県障がい者基本計画（第6期） ○障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）
  - 大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期） ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
  - 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

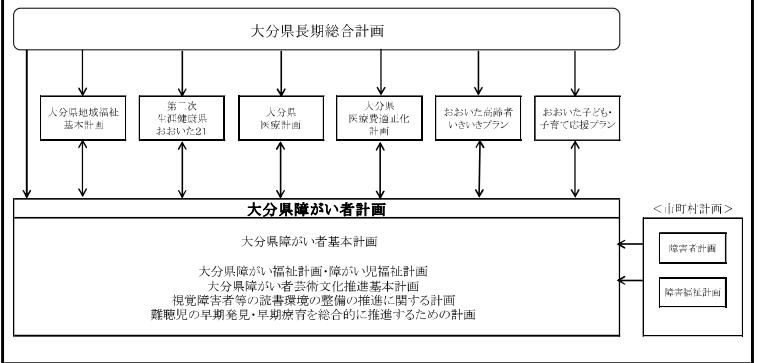
## 第2 計画期間

計画名 ( )は該当項目	年度	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
大分県障がい者基本計画	(第5期)								
大分県障がい福祉計画・大分県障がい児福祉計画 (Ⅱ、各論第2章)	(第7期)・(第3期)								
大分県障がい者芸術文化推進基本計画 (Ⅱ、各論第1章第6節1)	(第2期)								
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 (Ⅱ、各論第1章第6節5)	(第1期)								
難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画 (Ⅱ、各論第1章第2節3)	(第1期)								

- ※1 本計画に含まれる障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の内容は令和8年度中に見直しを実施。  
 ※2 他の計画についても少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があるときは見直しを行う。

## 第3 計画の位置づけ

本県において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方策などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に進めていくための基本方針等を示すもの。



-1-

# 大分県障がい者計画（第2期）について

## I 総論 計画の基本的考え方

- 計画の基本目標  
障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～
- 計画の基本理念
  - ①人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
  - ②障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
  - ③障がいを理由とする差別のない社会の実現
  - ④ライフステージを通じた切れ目のない支援
- 計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間

### 障がい者の現状

#### 1 障害者手帳交付状況

	平24（2012）	令6（2024）	増 減
身体障がい者	65,080人	54,489人	△10,591人(△16.3%)
知的障がい者	8,802人	12,729人	3,927人(44.6%)
精神障がい者	6,121人	13,610人	7,489人(122.3%)

#### 2 医療的ケア児（市町村調べ）人数 250人

## II 各論 第1章 施策の現状と課題及び今後の取組（続き）

- ②医療・リハビリテーションの充実
- ③精神保健・医療施策の推進
  - ・県立病院精神医療センター、民間精神科病院による救急医療体制確保
  - ・精神障がい者の地域移行・地域定着の推進
- ④難病患者の医療と療養生活の確保
- 4 教育の振興
  - ①インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
  - ②特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上
- 5 雇用・就労・経済的自立の推進
  - ①障がい者雇用の促進
    - ・雇用アドバイザーによる企業とのマッチング支援と職場定着の推進
    - ・企業の人事担当者間のネットワーク構築
  - ②障がい者の職業能力開発
  - ③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
    - ・障害者優先調達推進法に基づく、県、市町村からの優先調達の推進及び民間企業への物品等発注の働きかけ
  - ④福祉的就労の底上げ
    - ・共同受注センターの販路・受注拡大に向けた取組の強化
    - ・アグリ就労アドバイザーの配置による農産連携の推進
  - ⑤生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築
- 6 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり
  - ①芸術文化活動の振興（大分県障がい者芸術文化推進基本計画）
    - ・障がい者アーティスト作品の商品化に向けた支援
  - ②スポーツ等の振興
    - ・総合型スポーツクラブ等と連携した障がい者スポーツの普及・促進
  - ③社会参加の促進
    - ・身体障害者福祉センター、聴覚障害者センターの運営
  - ④学校卒業後の多様な学習機会の充実
  - ⑤読書環境の整備
- 7 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進
  - ①障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
  - ②住宅・公共施設等の整備
  - ③移動・交通手段の確保
  - ④防犯対策の推進
  - ⑤防災対策の推進
    - ・個別避難計画の作成支援、災害拠点精神科病院及び派遣チームの指定・訓練

## 第2章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込

### III 推進体制

### IV 資料編

-2-

大分県障がい者計画（第2期）の指標一覧

計画の項目	目標指標	単位	目標値 (R8)	備考	計画記載頁
II 各論 第1章第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり					
2 在宅サービス等の充実					
1 福祉施設からの地域生活移行					
(1)施設入所者数	人	1,777			36
(2)地域生活移行者数	人	38	毎年度		36
(3)-① グループホーム利用率	%	2.98			36
(3)-② グループホーム入居者数	人	2,693			36
2 精神科病院からの地域生活移行					
(1)入院後3ヶ月時点の退院率	%	60			36
(2)入院後6ヶ月時点の退院率	%	77.3			36
(3)入院後1年時点の退院率	%	85.6			36
(4)-① 1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	人	1,708			36
(4)-② 1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	人	664			36
(5)精神科病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	日	325.3			36
3 障がい児支援の充実					
1 児童に関する事業等所の所属する発達障がい児支援専門員の養成数 (R9.3月末時点)	人	245	毎年度18人養成		41
2 ベアレントプログラムの受講者数 (R9.3月末時点)	人	712	毎年度108人養成		41
3 医療的ケア児相談支援センターの相談支援件数	件	70	毎年度		41
II 各論 第1章第5節 雇用・就労、経済的自立の推進					
1 障がい者雇用の促進					
2 障がい者の職業能力開発					
3 障がい者の特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保					
4 福祉的就労の底上げ					
1 就労					
(1)-① 障がい者雇用率	%	2.89			73
(1)-② 雇用障がい者実人数	人	3,097			73
(2)法定雇用率達成企業割合	%	66.9			73
(3)A型事業所における平均賃金月額	円	100,493			73
(4)B型事業所における平均工賃月額	円	21,127			73
(5)県による事業所等からの優先調達額	千円	80,224			73

計画の項目	目標指標	単位	目標値 (R8)	備考	計画記載頁
2 福祉施設から一般就労への移行					
(1)福祉施設から一般就労への移行者数	人	223			73
(2)一般就労移行者のうち移行支援事業利用者数	人	96			73
(3)一般就労移行者のうち就労継続支援A型利用者数	人	52			73
(4)一般就労移行者のうち就労継続支援B型利用者数	人	72			73
(5)一般就労移行者のうち職業訓練の受講者数	人	25			73
(6)一般就労移行者のうち障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	人	56			73
(7)就労支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労移行者	%	50	全体の50%以上		73
(8)福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	人	100			73
(9)公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	人	57			73
3 障がい者の一般就労への定着					
(1)就労定着支援事業利用者数	人	103			73
(2)就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	%	25	全体の25%以上		73
II 各論 第1章第6節 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり					
1 芸術文化活動の振興					
(1)-① 芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所割合	%	25	全体の25%以上		84
(1)-② 芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所数	事業所	96			84
2 スポーツ等の振興					
(1)-① 人口1万人当たり障がい者スポーツ指導者登録者数	人	4.65			84
(1)-② 障がい者スポーツ指導者登録者数	人	523			84

大分県障がい者計画（第2期）の目標指標の実施状況

II 各論 第1章 第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等（実績）	R7年度の主な取組等（計画）	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応等	達成率
	項目	単位	最終目標数値 (R8)					
【2】在宅サービス等の充実	1 福祉施設からの地域生活移行							
	(1)施設入所者数	人	1,777	1,848	・地域生活支援拠点等（障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制）の運用状況の検証・検討方法について市町村にアドバイザーを派遣、助言指導 (R6派遣実績：16市町村) ・一人暮らしを支え、生活力を身につけるサービスを提供する自立生活援助事業所の活用促進（R6利用実績：54件） ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい（民間賃貸住宅等）の確保（住宅確保要配慮者居住支援法人の指定：累計26） ・高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備促進(R6補助：1件)	・地域生活支援拠点等（障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制）の機能強化  ・一人暮らしを支え、生活力を身につけるサービスを提供する自立生活援助事業所の活用促進 ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい（民間賃貸住宅等）の確保	目標を達成、または概ね達成した。	96.2%
	(2)地域生活移行者数	人	38 毎年度	47				123.7%
	(3)-①グループホーム利用率	%	2.98	3.15				105.7%
(3)-②グループホーム入居者数	人	2,693	2,544	94.5%				

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等 (実績)	R7年度の主な取組等 (計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応等	達成率	
	項目	単位	最終目標数値 (R8)						
【2】在宅サービス等の充実	2 精神科病院からの地域生活移行								
	(1)入院後3ヶ月時点の退院率	%	60.0	57.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進を図るため、保健所圏域毎に地域移行支援協議会、県レベルで精神障がい者地域移行ワーキングを開催 (R6実績:2回)</li> <li>・支援関係者の包括的な支援体制構築への理解促進に向け、「にも包括」構築推進研修を開催 (R6実績:64人参加)</li> <li>・精神科病院及び相談支援事業所等の相互の取組を理解し、連携を更に進めるために、医療と福祉の相互理解に向けた研修を開催 (R6実績:154人参加)</li> <li>・地域の相談支援専門員を対象とした研修や個別相談等を通じた、専門的な指導や助言ができる地域のリーダー育成 (育成実績(累計) R1~5:24人、R6~7:28名養成中)</li> <li>・当事者の目線に立ったピアサポート活動を推進するため、精神障がい者ピアサポーターを養成し、地域に派遣 (県障がい者ピアサポーター登録者数(累計)10人、R6派遣実績:9人9回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がいにも対応した地域包括ケア構築推進(県レベルでの精神障がい者地域移行ワーキング、保健所圏域毎の地域移行支援協議会等開催、市町村毎の協議の場の設置・活性化支援等)</li> <li>・精神障がい者や精神保健に課題を抱える方を支援する市町村や保健所、支援関係者の質の向上を図るための研修開催</li> <li>・保健医療福祉関係者向けに大分県精神科病院協会と共催で研修を開催</li> <li>・専門的な指導や助言ができる質の高い相談支援専門員を育成するための研修開催</li> <li>・障がい者ピアサポーターを養成し、地域に派遣</li> </ul>	精神疾患は症状が多様であるとともに、自覚しにくく、高齢化・重症化して入院すると治療に時間を要し、長期入院が必要となる場合があるため、特に65歳以上の長期入院患者数が目標を大きく下回った。今後とも医療と地域の更なる連携促進や、地域における包括的な支援体制の整備に継続的に取り組み、長期入院の解消を図っていく。	96.3%	
	(2)入院後6ヶ月時点の退院率	%	77.3	75.1				97.2%	
	(3)入院後1年時点の退院率	%	85.6	83.4				97.4%	
	(4)-①1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	人	1,708	2,220				76.9%	
	(4)-②1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	人	664	762.0				87.1%	
(5)精神科病院から退院後1年以内の地域における平均生活日数	日	325.3	328.0	99.2%					

-5-

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等 (実績)	R7年度の主な取組等 (計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応等	達成率
	項目	単位	最終目標数値 (R8)					
【3】障がい児支援の充実	1 児童に関する事業所等の所属する発達障がい児支援専門員の養成数	人	245	216	・発達障がい者支援センターECOALを通じた支援専門員の養成	・発達障がい者支援センターECOALを通じた支援専門員の養成	毎年度18人の目標は達成した。(単年度実績20人)	88.2%
	2 ベアレントプログラムの受講者数	人	712	666	・受講者が参加しやすいよう、自法人以外の他機関(市町村・事業所・保育所等)の会場でも実施	・受講者が参加しやすいよう、自法人以外の他機関(市町村・事業所・保育所等)の会場でも実施	毎年度108人の目標はほぼ達成した。(単年度実績105人)	93.5%
	3 医療的ケア児相談支援センターの相談支援件数	件	70 毎年度	67	・市町村や各種関係者会議等を通じたセンターの周知徹底 あわせてレスパイト支援等の県事業をPR	・市町村や各種関係者会議等を通じたセンターの周知徹底	目標を概ね達成した。	95.7%

-6-

II 各論 第1章 第5節 雇用・就労、経済的自立の推進

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等 (実績)	R7年度の主な取組等 (計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応	達成率
	項目	単位	最終目標数値 (R8)					
	1 就労							
【1】障がい者雇用の促進	(1)-①障がい者雇用率	%	2.89	2.77	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援 (R6新規雇用339名 うちA型事業所43名)</li> <li>企業の雇入れ体験 (職場実習) の推進 (R6: 166件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援</li> <li>企業の雇入れ体験 (職場実習) を積極的に推進するため、今年度から新たに実習を行う障がい者に対し奨励金を支給</li> </ul>	障がい者雇用率、雇用障がい者数とともに過去最高を更新するなど、取組の成果が徐々に現れている。	95.8%
【2】障がい者の職業能力開発	(1)-②雇用障がい者実人数	人	3,097	3,148				<ul style="list-style-type: none"> <li>合同企業説明会でのマッチング機会の拡充や、啓発動画や定期情報誌「ともに働く」による経営層への働きかけ、人事担当者間のネットワーク構築支援 (合同企業説明会: 参加企業延べ80社 参加者数277人)</li> </ul>
【3】障がい者特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保	(2)法定雇用率達成企業割合	%	66.9	60.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同受注体制の強化や就労継続支援事業所の商品・サービスの価値向上支援、事業所へのアグリ就労アドバイザー派遣による農福連携等による、賃金・工賃のさらなる向上 (アグリ就労アドバイザー: 86事業所延べ197回訪問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同受注体制の強化や就労継続支援事業所の業務拡大や受注機会の支援、事業所へのアグリ就労アドバイザー派遣による農福連携やビジネスマッチング交流会等により、賃金・工賃のさらなる向上を図る</li> </ul>		90.9%
	(3) A型事業所における平均賃金月額	円	100,493	95,511 <sub>R5実績</sub>				<ul style="list-style-type: none"> <li>共同受注体制の強化や就労継続支援事業所の商品・サービスの価値向上支援、事業所へのアグリ就労アドバイザー派遣による農福連携等による、賃金・工賃のさらなる向上</li> </ul>
	(4) B型事業所における平均工賃月額	円	21,127	25,475 <sub>R5実績</sub>			目標を達成した。	120.6%
【4】福祉的就労の底上げ	(5)県による事業所等からの優先調達額	千円	80,224	87,566 <sub>R5実績</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁内はもとより、市町村とも連携した官公需の拡大</li> <li>共同受注センターを活用した民間企業等への働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁内はもとより、市町村とも連携しながら官公需の拡大を図るほか、共同受注センターを活用しながら民間企業等への働きかけを強化</li> </ul>	目標を達成した。	109.2%

-7-

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等 (実績)	R7年度の主な取組等 (計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応	達成率
	項目	単位	最終目標数値 (R8)					
	2 福祉施設から一般就労への移行							
【1】障がい者雇用の促進	(1)福祉施設から一般就労への移行者数	人	223	194	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援 (R6新規雇用339名 うちA型事業所43名)</li> <li>一般就労に送り出した事業所に対して、移行実績に応じた奨励金を支給 (R6: 30名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援</li> <li>企業の雇入れ体験 (職場実習) を積極的に推進するため、今年度から新たに実習を行う障がい者に対し新たに奨励金を支給</li> </ul>	障がい者就業・生活支援センターや就労継続支援の利用が多く、職業訓練の受講者数は目標を下回っている。	87.0%
【2】障がい者の職業能力開発	(2)一般就労移行者のうち移行支援事業利用者数	人	96	60				<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実 (R6相談件数: 23,604件)</li> </ul>
	(3)一般就労移行者のうち就労継続支援A型利用者数	人	52	57				109.6%
	(4)一般就労移行者のうち就労継続支援B型利用者数	人	72	71				98.6%
【3】障がい者特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保	(5)一般就労移行者のうち職業訓練の受講者数	人	25	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立職業能力開発校の障がい者職業訓練コーディネーター・コーチが民間企業等に委託して障がい者の職業訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者個々人の特性を踏まえた事業者への委託訓練の企画・実施</li> </ul>	障がい者個々人の特性を踏まえたサービスや関係機関への誘導に努めていく。	20.0%
	(6)一般就労移行者のうち障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	人	56	109	<ul style="list-style-type: none"> <li>3部連携 (福祉、商工、教育) をはじめ、各種支援窓口と連携しながら各種支援窓口と連携しながら制度の周知・活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3部連携 (福祉、商工、教育) をはじめ、各種支援窓口と連携しながら制度の周知・活用促進</li> </ul>		194.6%
【4】福祉的就労の底上げ	(7)就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労移行者	%	50	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労に送り出した事業所に対して、移行実績に応じた奨励金を支給 (R6: 30名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労に送り出した事業所に対して、移行実績に応じた奨励金を支給</li> </ul>	目標を概ね達成した。	94.0%

-8-

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等 (実績)	R7年度の主な取組等 (計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応	達成率
	項目	単位	最終目標数値 (R8)					
【1】 障がい者雇用の促進 【2】 障がい者の職業能力開発 【3】 障がい者特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保 【4】 福祉的就労の底上げ	(8)福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	人	100	104	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援 (R6新規雇用339名 うちA型事業所43名)</li> <li>障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実 (R6相談件数：23,604件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援</li> <li>障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実</li> </ul>	障がい者個々人の特性を踏まえたサービスや関係機関への誘導に努めていく。	104.0%
	(9)公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	人	57	48				84.2%
3 障がい者の一般就労への定着								
【1】 就労定着支援事業利用者数	(1)就労定着支援事業利用者数	人	103	113	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援 (R6新規雇用339名 うちA型事業所43名)</li> <li>障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実 (R6相談件数：23,604件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用アドバイザーによる仕事の切出しの助言やマッチング及び定着支援</li> <li>障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実</li> </ul>	目標を達成した。	109.7%
	(2)就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	%	25	47.6				190.4%

計画の項目	目標指標			実績値 (R6)	R6年度の主な取組等 (実績)	R7年度の主な取組等 (計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応	達成率
	項目	単位	最終目標数値 (R8)					
【1】 芸術文化活動の振興	(1)-①芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所割合	%	25	17.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>①おおいた障がい者芸術文化支援センターによる芸術文化活動の普及促進 (相談、創造・発表・鑑賞の機会拡充、人材育成、情報発信等)</li> <li>・企画展の開催 (R6.10.30~11.9)</li> <li>・OPAMでの障がい者アートの常設展示の実施</li> <li>・事業所等への講師派遣によるアウトリーチ型活動支援</li> <li>・オープンアトリエ等の地域開催 等</li> <li>②芸術文化を活用した障がい者の社会参加の促進</li> <li>・事業所等を対象とした公募展「ときめき作品展」の開催 (R6.10.30~11.10)</li> <li>・映画やコンサート等の鑑賞支援実施</li> <li>③計画に基づく各施策の検証、推進</li> <li>・大分県障がい者芸術文化推進会議の設置・開催 (R6.8.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①おおいた障がい者芸術文化支援センターによる芸術文化活動の普及促進 (相談、創造・発表・鑑賞の機会拡充、人材育成、情報発信等)</li> <li>・企画展の開催 (R7.11.5~11.16)</li> <li>・OPAMでの障がい者アートの常設展示の実施</li> <li>・事業所等への講師派遣によるアウトリーチ型活動支援</li> <li>・オープンアトリエ等の地域開催 等</li> <li>②芸術文化を活用した障がい者の社会参加の促進</li> <li>・事業所等を対象とした公募展「ときめき作品展」の開催 (R7.11.5~11.16)</li> <li>・映画やコンサート等の鑑賞支援実施</li> <li>③計画に基づく各施策の検証、推進</li> <li>・大分県障がい者芸術文化推進会議の開催 (R7.8.26)</li> <li>④商品化に向けた実証販売</li> <li>・JR大分駅におけるチャレンジショップの設置 (R7.9.13~10.26)</li> <li>・府内商店街等におけるマーケティングの実証 (R7.8.29~R8.2.28)</li> <li>⑤レンタルアート</li> <li>・障がい者アートを県庁舎内などで展示</li> </ul>	障がい福祉サービス事業所への講師派遣やオープンアトリエの開催などを通じて、芸術文化活動に取り組む事業所は年々増加しており、一定の成果が着実に現れている。引き続きセンターの各種事業を通じて、事業所への働きかけや支援体制の強化を図り、芸術文化活動のさらなる普及促進を目指していく。	68.9%
	(1)-②芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所数	事業所	96	138				143.8%

計画の項目	目標指標			実績値(R6)	R6年度の主な取組等(実績)	R7年度の主な取組等(計画)	取り組みの成果、達成率が低い理由、課題、今後の対応	達成率
	項目	単位	最終目標数値(R8)					
【2】スポーツ等の振興	(1)-①人口1万人当たり障がい者スポーツ指導者登録者数	人	4.65	4.19	①スポーツに挑戦できる機会の拡充 ・県障がい者スポーツ大会や体験会等の開催 ②スポーツを続けられる環境の整備 ・特別支援学校等と連携した地域でのスポーツの場づくり ・障がい者スポーツ団体活動への支援 ・パラスポーツ指導者(初級)養成 ・障がい者スポーツサポーター養成 ③アスリートの競技力向上への支援 ・全国障害者スポーツ大会への代表選手の派遣(選手36名、役員29名) ・国際大会等への障がい者アスリートの派遣支援	①スポーツに挑戦できる機会の拡充 ・県障がい者スポーツ大会や体験会等の開催 ②スポーツを続けられる環境の整備 ・障がい者スポーツ団体活動への支援 ・パラスポーツ指導者(初級)養成 ・障がい者スポーツサポーター養成 ③アスリートの競技力向上への支援 ・全国障害者スポーツ大会への代表選手の派遣(選手28名、役員24名) ・国際大会等へのパラアスリートの派遣支援 ④パラスポーツ魅力発信 ・大分国際車いすマラソン及びパラスポーツの魅力発信動画の作成	スポーツ環境の充実に向けては、地域に根ざした指導者の更なる確保が不可欠。指導者登録した方を対象に、専門的な知識や技術の定着を図るための研修支援や、障がい者スポーツ協会が実施する体験会等に講師として派遣し、実践を通じた経験を積む機会づくりも進めている。 今後も、現状に満足することなく、指導者の確保・育成に努めている。	90.1%
	(1)-②障がい者スポーツ指導者登録者数	人	523	471	・国際大会等への障がい者アスリートの派遣支援			90.1%

### (参考)安心・元気・未来創造ビジョン2024 障がい者活躍日本一の進捗状況について

分野	指標	目標値(R15年度末)	基準値	実績値	参考	
			(R5年度末)	(R6年度末)	(R5年度末)	(R6年度末)
地域生活	① 障害児相談支援事業所数(18歳未満人口1万人当たり)	1位	8位	9位	7.3箇所	7.6箇所
	② 精神科病院入院患者の1年後退院率	27位	45位	44位	82.5%	82.6%
一般就労	③ 障がい者雇用率	1位	7位	8位	2.72%	2.77%
	④ 法定雇用率達成企業割合	1位	6位	5位	65.1%	60.8%
	⑤ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額	1位	7位	8位	92,843円	95,511円
福祉的就労	⑥ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	1位	6位	11位	20,145円	25,475円
	⑦ 県による就労継続支援事業所等からの優先調達額(千円)の割合(一般歳出決算額(百万円)に占める割合)	3位	4位	4位	10.9%	12.9%
芸術文化	⑧ 芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所の割合	1位	8位	2位	8.1%	17.23%
スポーツ	⑨ 障がい者スポーツ指導者登録者数(人口1万人当たり)	1位	3位	4位	4.07人	4.19人
全国順位		1位	3位	3位		

# 大分県障がい者相談支援従事者 人材育成ビジョンの改訂について

## (3) 大分県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョンの改訂について



### 【相談支援従事者人材育成ビジョンの概要】

都道府県が主体となり、障がい福祉サービス等の利用計画作成などを担う相談支援専門員の質の向上と、安定的な確保・育成を目的として策定する計画・指針。

県では大分県自立支援協議会（全体会）の承認を得て、令和5年4月に策定済み。

策定後3年が経過し、大分県自立支援協議会 相談支援・研修部会で見直しを行い、改訂するもの。

### 【経緯】

令和5年3月15日	大分県自立支援協議会にて承認により策定
令和5年4月	大分県障害者相談支援従事者人材育成ビジョンを施行
令和7年7月4日	大分県自立支援協議会 相談支援・研修部会にて改訂案を策定することを承認
令和8年1月26日	大分県自立支援協議会 相談支援・研修部会にて改訂案を全体会に諮ることを承諾
令和8年2月12日	全体会
令和8年3月	市町村の最終チェックを実施
令和8年4月	大分県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョン Ver.2を施行

# 大分県自立支援協議会 来年度スケジュール（案）について

令和8年度大分県自立支援協議会関連スケジュール（案）

	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会				会議							会議	
多様な働き方支援検討会(PT)				会議							会議	
相談支援・研修部会		会議		会議							会議	
地域移行専門部会				会議							会議	
にも包括構築推進ワーキング				会議					会議			
子ども部会				会議							会議	
市町村担当者会議				会議							会議	
事務局会議	事務局会議	事務局会議		事務局会議					事務局会議		事務局会議	

※令和8年度の取組予定

自立支援協議会	市町村自立支援協議会取組状況把握・助言指導、アドバイザー-派遣事業(基幹相談支援センター)の設置、地域生活支援拠点等の整備・運用) 市町村自立支援協議会で明らかになった課題の検討 等
多様な働き方支援検討会(PT)	障がいのある方の就労に関する課題や問題点の洗い出し 等
相談支援・研修部会	研修体制の検討、市町村や専門員との連携強化、基幹相談支援センター設置促進及び主任相談支援専門員の活用 等
地域移行専門部会	にも包括構築推進ワーキンググループとの連携及び協働、居住支援協議会との連携、地域移行支援・地域定着支援の推進、障害児入所施設に入所する障害児の移行状況の把握・課題整理、地域生活支援拠点等整備への助言 等
精神障がい者地域ワーキング	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る各市町村の協議の場の設置の推進と活性化、地域移行支援・地域定着支援の推進、医療と地域のさらなる連携の促進 等
子ども部会	医療的ケア児・発達障がい児の支援のあり方等検討 等
市町村担当者会議	市町村担当者間の連携推進、市町村の取組の均てん化(優良事例の提供等)、情報共有・連携の推進 等

## その他報告事項

- ・ 総量規制に関することについて
- ・ 関係法令の改正について
  - （手話に関する施策の推進に関する法律）
  - （高次脳機能障害者支援法）
  - （こども性暴力防止法）

## B型事業所総量規制について



### 障害福祉サービス等における総量規制

○ 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)には、事業所等の指定をしないことができる。

#### 対象サービス等

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設  
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

(1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域  
における当該サービスの利用  
(入所)定員の総数

≧

都道府県等の障害者福祉計画・障害児  
福祉計画において定める、都道府県等が  
定める区域における当該サービスの必要利用  
(入所)定員の総数

圏域における指定事業所の定員規模

大分県障がい者計画における利用計画量

(2) その他、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

#### 障害者総合支援法

第三十六条（中略）

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条文及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

（中略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

#### 障害者総合支援法施行規則

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

1

## B型事業所総量規制について



R8.1.1時点	東部					中部				南部	豊肥		西部			北部			合計	
	別府市	杵築市	国東市	姫嶋村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田	宇佐市		
就労継続支援A型	事業所の定員数	215	44			56	497	10		55	20	20	50	20			100	10	120	1,217
		315					562				20	70		20			230			
	R7計画量	110	28	22		32	413	39	10	33	30	15	50	47	7	14	127	31	101	1,109
	192					495				30	65		68			259				
R6実績	143	33	25		37	479	23	8	38	28	16	52	31	5	14	116	25	109	1,182	
	238					548				28	68		50			250				
就労継続支援B型	事業所の定員数	1,067	145	170		167	2,565	110	88	99	228	150	172	288	12	74	373	179	244	6,131
		1,549					2,862				228	322		374			796			
	R7計画量	933	160	185	12	140	2,391	204	83	130	300	120	185	293	39	67	425	125	270	6,062
	1,430					2,808				300	305		399			820				
R6実績	851	161	188	12	131	2,359	203	85	118	301	112	193	287	39	73	403	120	272	5,908	
	1,343					2,765				301	305		399			795				

※令和8年2月より東部圏域で就労継続支援B型の総量規制を開始。

# 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

## 目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月  
日本でデフリンピック初開催

## 基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

## 国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

## 基本的施策（6条～18条）

### ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

### ② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

### ③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

### ④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

### ⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

### ⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

### ⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

### ⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

### ⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

### ⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

### ⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

### ⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

### ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）



# 手話関係事業

## (障がい者差別解消・権利擁護推進事業)

### 現状・課題

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
啓発講座(回)	実施なし	31	92	60
手話通訳者(人)	130	126	129	134

- ・大分県手話言語条例を制定(R3.3)
- ・重点的に手話の普及・啓発を行う「手話普及プロジェクト」を実施(R3～R5)
- ・プロジェクト終了後も手話通訳者の養成講座と県民向け啓発講座を継続(R6～)
- ・手話施策推進法が成立(R7.6)

9/23「手話の日」が制定されるとともに、地方公共団体の3つの責務を規定

- ①手話の取得・使用に関する合理的配慮が適切に行われる環境整備、
- ②手話文化の保存・発展、学習の機会の創出 ③県民の理解の醸成

対応方針

## 法制定に伴い、改めて手話施策の推進を図るとともに、手話の日の周知に努める

### 手話理解促進事業

①手話普及啓発講座  
未就学児や企業 等に対し啓発講座を行い、手話や聞こえないことへの啓発活動を行う

②手話通訳者養成事業  
手話サークルで活動しているが、手話通訳の実践経験がない者が基礎的技術と倫理を学ぶもの

### 手話施策推進事業

①手話の日のイベント実施  
手話に関心をもってもらうために、「手話の日」(9/23)付近でイベントを実施

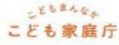
②ICTを使った手話講座  
子供向けのアプリ等を使用して、小・中学生を対象とした楽しく手話を学べる講座を実施

③啓発グッズ製作  
聞こえないことや手話施策推進法について啓発するパンフレット等を配布

④SNS広告  
手話に関心をもってもらい、手話施策推進法を周知するための広告を配信

⑤ポスター製作  
手話に関心をもってもらい、手話施策推進法を周知するためのポスターを作成

# 子ども性暴力防止法について



子ども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、  
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、  
2024年6月「**子ども性暴力防止法**」が成立しました。  
この法律で定められている取組は、  
2026年12月25日に施行される予定です。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。  
※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

子ども家庭庁作成  
子ども性暴力防止法について（概要）より

# 子ども性暴力防止法について

子ども家庭庁作成  
子ども性暴力防止法について（事業者向けリーフレット）より



**令和8(2026) 12/25 施行予定**

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

## 子ども性暴力防止法

による対応がはじまります！

**Point 1** 制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

**Point 2** 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。  
※ こどもに接する業務・職から除外することはできません。

**Point 3** 制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

**子ども性暴力防止法とは？**

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

**制度の対象は？**

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定することで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校（幼稚園、小・中・高）</li> <li>認可保育所、認定こども園</li> <li>児童養護施設</li> <li>障害児施設 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設</li> <li>一時預かり、幼児保育</li> <li>放課後児童クラブ</li> <li>学習塾、スポーツクラブ など</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員、部活動指導員</li> <li>保育士</li> <li>児童指導員</li> <li>児童発達支援管理責任者 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育従事者</li> <li>子育て支援指導員等</li> <li>放課後児童支援員</li> <li>塾講師、指導員 など</li> </ul>

**今後、皆さまにお願いすること**

制度の開始後<sup>※1</sup>、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもの接触回避策 等
- 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、**就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**、**採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

現在 令和7(2025)年度 令和8(2026)年度 12月

現在 | ガイドライン 策定(予定) | アカウント登録 開始(予定) | 法施行 (予定)

**いまから着手が必要なこと**

- 就業規則の整備等**  
就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することが必要となります。
- 従事者への周知**  
制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。

**施行までに対応が必要なこと<sup>※3</sup>**

- 法で求める体制整備**  
こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。
- GビズID登録**  
手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID<sup>※2</sup>の事前取得をお願いしますこととなります。

※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。  
※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。  
※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

子ども性暴力防止法の詳細については、[子ども性暴力防止法](#) **検索**

子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

2025年9月作成

# 高次脳機能障害者支援法概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

## 趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

## 基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

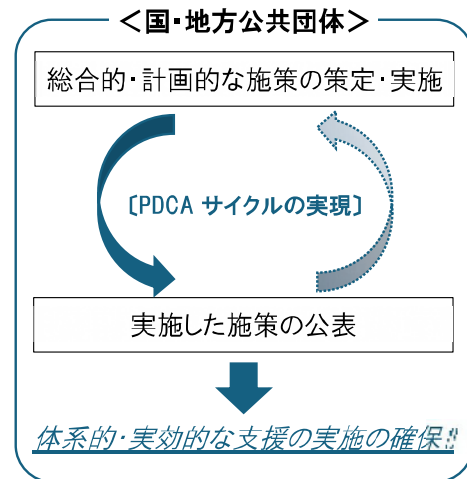
## 具体的施策

### (1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

### (2) その他の支援策

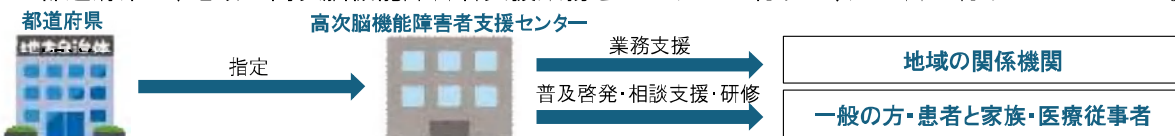
- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等



## 地域支援体制

### (1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

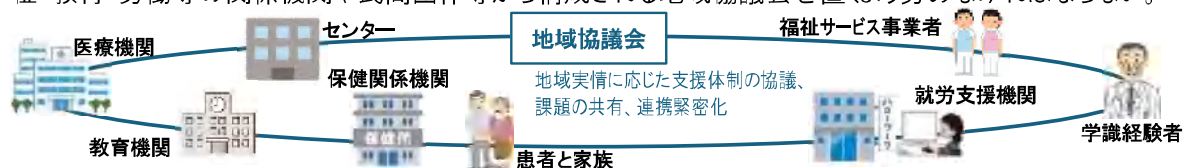


### (2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

### (3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※ 令和8年4月1日から施行  
 ※ 施行後3年を目途に見直しを検討

